

国際共同に基づく日本研究推進事業
公募要領

平成22年6月

文部科学省

目 次

I 国際共同に基づく日本研究推進事業の公募内容

1. 事業の趣旨・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 公募の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 応募から契約までのスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4. 審査方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
5. 事業報告及び研究成果について・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6. 評価について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
7. 委託の終了について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
8. 競争的資金の適正な執行に関する指針・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

II 応募される方（研究代表者）へ

1. 応募の前に行っていただくべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
2. 応募書類の作成・提出方法等・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

III 研究機関の方へ

1. あらかじめ留意していただくべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
2. 応募の際に行っていただくべきこと・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
3. 応募書類（研究提案書）の提出・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

<問い合わせ先>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

I 国際共同に基づく日本研究推進事業の公募内容

1. 事業の趣旨・目的

我が国の人文・社会科学研究においては、国際化の促進が課題となっていますが、その中でも、「日本研究」については、諸外国との国際共同研究が重要な意味を持っています。一方、欧米等の諸外国における「日本研究」は、グローバリゼーションの潮流の中で、アジア研究の一部として扱われるなど地盤低下が著しい状況であり、諸外国における日本理解の基盤である「日本研究」の機会を確保する観点からも、国際共同研究を通じた「日本研究」を推進する必要があります。

このような背景から、本事業は、海外に存在する「日本」に関係する様々な資源を活用した「日本研究」の国際共同研究を推進することにより、新たな知見の発掘による日本研究の進展、国際ネットワークの構築等による日本研究の活性化、国際ネットワークの活用による日本研究の持続的発展とともに、我が国の人文・社会科学研究の国際化の促進に資することを目指します。

【参 考】

「人文学及び社会科学の振興について（報告）－「対話」と「実証」を通じた文明基盤形成への道－

科学技術・学術審議会 学術分科会（平成21年1月20日）（抜粋）

第四章 人文学及び社会科学の振興の方向性

第一節 「対話型」共同研究の推進

（1）国際共同研究の推進

② 「対話」としての「日本研究」の推進

「人文学及び社会科学の国際共同研究の推進方策を考えると、「日本研究」という研究領域は、ある種特別な存在である。即ち、「日本研究」とは、自らが自らを研究することを意味しており、そこにはある種の「限界」が立ち現れてくるのである。その「限界」を乗り越えるためには、

「日本研究」において国際共同研究という研究スタイルが重要な意味を持つのである。（略）

「日本研究」の国際共同研究を通じて、このような役割・機能を日本の人文学者及び社会学者が果たすべきである。（略）

しかし、残念なことに、近年、諸外国において研究分野としての「日本研究」の地盤沈下が著しい。例えば、「日本研究所」が「東アジア研究所」に改組されたり、「日本研究」が「アジア研究」の一部という位置付けになってしまっているようなこともある。このような現状を踏まえ、諸外国の「日本研究者」を育成し、彼らに「日本研究」の機会を確保する観点から、「日本」において研究を進めることのできる拠点の一層の充実を図り、国際共同研究を通じた「日本研究」を推進することが必要である。

最後に、具体的に、「日本研究」の基盤の整備の一環として、海外の美術館、博物館、図書館等で手付かずのまま保管されている日本由来の美術品、古書等の文化資源に対する研究を行うことも考えられる。例えば、大英博物館やボストン美術館等には有数の和古書が保管されている。これらの文化資源を研究対象として、内外の研究者が共同研究を行うなどの取組みを進めることは、日本で創造された知への関心を喚起するという意味や「日本研究」の推進という研究としての意味に加え、文化発信や諸外国の日本研究者の育成にもつながり、様々な側面から見て、総合的に有意義な取組みとすることができる。

2. 公募の内容

(1) 対象となる研究課題

海外に存在する日本に関する文化資源（美術品、文献、芸能など）を対象とする国際共同研究、もしくは、「日本」を対象として行う海外の研究者との共同研究であって、下記の内容をすべて含むもの。

- ① 海外における日本への関心を喚起する取組を含む研究
- ② 日本研究に関する国際的なネットワーク構築の促進が期待できる研究
- ③ 研究期間終了後に英語もしくは相手国の言語による研究成果の刊行・普及を図る予定のある研究

(2) 研究期間

3年間

※ 契約締結及び研究開始時期は、平成22年秋の予定です。また、研究費の支給時期は契約締結以降となりますので、これらのことをあらかじめ考慮した上で研究計画を立ててください。

(3) 応募可能金額

単年度当たり700万円程度まで

※ 研究費については、「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局委託契約事務処理要領」（以下、「委託契約事務処理要領」という。）による委託契約に基づき、文部科学省から採択された研究機関（下記（6）に示す「責任機関」）に支給します。

※ 応募金額の10%を上限に、研究機関における「一般管理費」を内数として計上することができます。

(4) 採択予定件数

3件程度

(5) 応募資格

本事業は、研究者個人に対する補助金交付事業ではなく、研究機関に対して研究を委託して行う事業ですので、研究機関を通じて応募していただく必要があります。

本事業に応募可能な研究機関は、以下のとおりです。

【応募可能な研究機関】

国内の大学（大学共同利用機関法人を含む）、短期大学、高等専門学校、独立行政法人研究機関、公設試験研究機関、特殊法人又は民法第34条に基づき設置された法人が設置する研究機関

(6) 研究実施体制

1) 責任機関及び研究代表者

本事業による研究の実施を希望する研究機関は、研究を総括し、研究課題全体に係る責任を有する機関（以下、「責任機関」という。）とともに、責任機関に所属し、研究課題全体にかかる責任を有する者（以下、「研究代表者」という。）を設定し、責任機関及び研究代表者が応募を行ってください。

2) 研究グループ

責任機関及び研究代表者は、提案した研究に参画する研究者等（他機関の研究者も含む）と調整し、当該国際共同研究を実施するにあたって、以下の①～③の区分により、人文・社会科学の研究者を中心とした必要な研究者で構成する研究グループを組織するものとします。

①研究代表者

自らも研究計画を遂行するとともに、研究グループを総括し、事業全体に関して責任を持つ者（単に代表として形式的に置くものではありません。研究能力だけでなく、研究グループを統率する組織運営能力が求められます。）

②研究分担者

研究計画の遂行に関して、研究代表者と協力しつつ、分担して研究活動を行う者

③国際共同研究者

研究計画に参画する海外の研究者等

※ 競争的資金に係る活動における不正行為により、文部科学省等から応募資格の停止措置を受けている研究者については、本事業に参画することはできません。

3. 応募から契約までのスケジュール

平成22年6月 4日（金） 公募開始

7月30日（金） 14:00

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募書類提出締切

8月 ～ 9月 審査

9月 採択課題決定・委託契約締結（研究開始）

4. 審査方法

本事業の審査は、独立行政法人日本学術振興会（以下、「日本学術振興会」という。）に設置する「国際共同に基づく日本研究推進事業」事業委員会（以下、「事業委員会」という。）が行います。

審査は非公開で行われ、提出された応募書類は返還しません。

(1) 審査

①形式上の不備の確認

提出された応募書類は、公募要領に記載された形式上の要件を満たしているかについて、事務局（日本学術振興会）が確認します。なお、応募要件を満たしていないもの、または要件違反のあるものについては、以降の審査対象から除外される場合があります。

②第1次審査（書面審査）

事業委員会委員が個別に書面審査を実施します。

③第2次審査（ヒアリング審査）

第1次審査（書面審査）における結果を踏まえ、事業委員会がヒアリング対象課題の選定（合議審査）を行い、ヒアリング審査を行います（9月上旬頃予定）。

④採択課題の決定

第1次審査（書面審査）及び第2次審査（ヒアリング審査）の結果を踏まえ、事業委員会は採択候補課題を選定し、その結果に基づいて、文部科学省が採択課題を決定します。

(2) 審査にあたっての主な観点

①研究内容・研究計画について

- 本事業の趣旨・目的である新たな知見の発掘による日本研究の進展、国際ネットワークの構築等による日本研究の活性化、国際ネットワークの活用による日本研究の持続的発展が期待できる研究内容・研究計画になっているか。
- 研究内容は、学術的に高い水準が確保されているか。
- 研究目的を達成するため、研究計画は十分に練られたものとなっているか。
- 研究内容・研究計画に照らして、研究経費の配分は妥当なものか。
- 研究成果を適切に公開・普及させる計画が想定されているか。

② 研究実施体制について

- 研究代表者は、優れた研究能力を有するとともに、リーダーシップを発揮し、国際共同研究を推進できる実力を有しているか。
- 研究組織は、効率的かつ効果的に研究を推進する観点から、真に必要な研究者により組織され、研究目的の達成が期待できる適切な構成になっているか。
- 海外の研究者・関係機関等との間で研究実施のための準備状況は整っているか。

「審査要領」は、事業委員会での決定後、速やかに日本学術振興会ホームページ (<http://www.jspss.go.jp/j-ic/>) に掲載します。

(3) 審査結果の通知

①ヒアリング対象課題の選定結果については、日本学術振興会から責任機関に文書で通知します。

（8月下旬頃予定）

②審査結果に基づく採択、不採択については、文部科学省から責任機関に文書で通知します。

（9月中旬頃予定）

(4) 公表

応募状況及び採択結果等については、日本学術振興会のホームページに掲載します。

5. 事業報告及び研究成果について

(1) 研究成果の公表

本事業においては、国際共同研究の推進によって、海外における日本への関心を喚起することを求めていることから、研究実施期間中は、海外での研究発表等、様々な方法により、積極的に研究成果を公表してください。

(2) 知的財産権の取扱い

研究成果にかかる知的財産権については、契約締結時に委託契約事務処理要領に定める確認書を提出していただくことにより、責任機関に帰属させることが可能です。

ただし、その場合においても、文部科学省に提出していただく著作物については、その利用について無償で許諾していただくことになります。

(3) 委託業務成果報告書の提出（毎年度）

委託契約に基づいて、毎年度、委託業務完了後、委託業務成果報告書を提出していただきます。

(4) 研究成果報告書の提出（研究実施期間最終年度）

英語もしくは相手国の言語による研究成果の刊行・普及とは別に、研究実施期間の最終年度に研究成果報告書を提出していただきます。また、広くその成果を公表する観点から、研究成果報告書とあわせて、一般向けの研究概要及び英語による研究概要を作成し、提出していただきます。これらについては、日本学術振興会のホームページ等により公表する予定です。

6. 評価について

研究実施期間の最終年度（平成24年度）に、事業委員会が最終評価を行います。

7. 委託の終了について

次の場合には、当該研究課題への委託終了を決定する場合があります。

- ・研究組織や研究対象に事情の変更があり、研究の遂行が困難となった場合
- ・研究が6ヶ月以上中断していると判断した場合
- ・委託の目的に合致した研究が遂行されていないと判断した場合
- ・法令違反、研究費の不正使用等何らかの不適切な行為が行われた場合

8. 競争的資金の適正な執行に関する指針

「競争的資金の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）は、競争的資金について、不合理な重複・過度の集中の排除、不正受給・不正使用及び研究論文等における研究上の不正行為に関するルールを関係府省において申し合わせるものです。

本事業の実施においても、この指針等に基づき、適切に対処しますので、以下の点に留意してください。

(1) 不合理な重複及び過度の集中の排除

- ① 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を活用し、「不合理な重複又は過度の集中の排除」（注）を行うために必要な範囲で、応募内容の一部に関する情報を、他府省を含む他の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。）間で共有します。
- ② 研究提案書の作成にあたり、他府省を含む他の競争的資金等の応募・受入状況の記入内容（研究費の名称、研究課題名、研究期間、エフォート等）について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

※「エフォート」とは、研究者の全仕事時間（研究活動のみならず、教育、管理業務等を含む）に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%）のことです。

(2) 不正使用、不正受給又は研究上の不正行為への対応

- ① 研究費の不正使用、不正受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、研究上の不正行為を行った研究者（不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文の責任者としての注意義務を怠ったこと等により一定の責任があるとされた者を含む）に対しては、本事業への申請及び参加が以下の期間制限されるとともに、当該課題に対する資金の全部又は一部の返還を求められます。

[研究費の不正使用、不正受給]

- (i) 不正使用を行った場合は、研究費を返還した年度の翌年度以降2年間（(ii)の場合を除く）。
- (ii) 不正使用を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、研究費を返還した年度の翌年度以降2～5年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間
- (iii) 不正受給を行った場合は、研究費を返還した年度の翌年度以降5年間

[研究上の不正行為]

- (i) 不正行為に関与したと認定された者については、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間
- (ii) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について、一定の責任を負う者として認定された者については、不正があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

- ② 研究費の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為を行い、現在、競争的資金の交付対象から除外されている研究者については、研究費を交付しません。

なお、適用される「競争的資金制度」については、平成22年度に新たに公募を開始する制度を含みます。また、平成21年度以前に終了した制度においても対象となることがあります。

※ 現在、具体的に対象となる制度につきましては、以下のHPをご覧ください。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

- ③ 本事業の実施において、研究費の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為を行った者の当該不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）は、他の府省等の競争的資金担当課（独立行政法人等である配分機関を含む）に提供することがあります。これにより、他の競争的資金制度においても申請及び参加が制限されることがあります。

※「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、または共同研究者等として新たに研究に参画することを指します。

(注) 不合理な重複又は過度の集中の排除

「競争的資金の適正な執行に関する指針」-抜粋-

(平成17年9月9日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ（平成21年3月27日改正）)

2. 不合理な重複・過度の集中の排除

1) 不合理な重複・過度の集中の考え方

- ① この指針において「不合理な重複」とは、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ。）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合

○既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合

○複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合

○その他これらに準ずる場合

- ② この指針において「過度の集中」とは、同一の研究者又は研究グループ（以下「研究者等」という。）に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

○研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合

○当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合

○不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合

○その他これらに準ずる場合

Ⅱ 応募される方（研究代表者）へ

1. 応募の前に行っていただくべきこと

応募の前に行っていただく必要があるのは、(1)応募資格の確認、(2)府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用するための確認、(3)重複制限等の確認の3点です。

（1）応募資格の確認

応募資格としては、下記の1）及び2）を満たす必要があります。

- 1) 応募時点において、研究機関に所属する研究者として、当該研究機関から「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」（以下、「e-Rad」という。）に研究者情報が登録されている研究者であること。
- 2) 競争的資金で、研究費の不正使用、不正受給又は研究上の不正行為を行ったとして、平成22年度に、「その交付の対象としないこと」とされていないこと。

（2）府省共通研究開発管理システム（e-Rad）を利用するための確認

1) 研究者情報のe-Radへの登録の確認

応募する研究代表者の方は、まず、e-Radへ研究者情報の登録を行っていただく必要があります。

e-Radへの登録は、応募者が直接手続を行うのではなく、所属する研究機関がe-Radにより手続を行うため、研究者は、所属する研究機関が行う登録手続（研究機関内での登録期限や現在の登録状況確認方法等）について、所属研究機関に確認してください。（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

2) ID・パスワードの取得

応募にあたっては、e-Radにログインし、応募書類を作成する必要がありますので、所属する研究機関からe-RadのID・パスワードの付与を受けてください。

なお、既にe-RadのID・パスワードを付与されている場合には、再取得する必要はありません。

（3）重複制限等の確認

限られた財源で、できるだけ多くの優れた研究課題及び研究者を支援する必要があること、応募件数の増加により適正な審査の運営に支障を来すおそれがあることから、以下の制限を設けることとします。

1) 重複制限

- ① 1人の研究者が複数の研究課題に応募することはできません。
- ② 1つの研究課題について複数の研究者が応募することはできません。

2) その他の留意点

- ① 採択された後に、当該課題についての研究の責務が果たせなくなるよう十分留意してください。
- ② e-Rad上で応募が受け付けられても、その後、重複応募制限により審査に付されない場合があります。応募書類の提出前に重複制限等を十分確認してください。

2. 応募書類の作成・提出方法等

(1) 応募書類の作成

応募に必要な書類は、「研究提案書」です。

研究提案書は、以下の2つから構成されており、それぞれ作成方法等が異なりますので、ご注意ください。

I. 応募情報：e-Radにより応募情報（Web入力項目）を入力し、登録する部分。

II. 研究提案書（応募内容ファイル）：

日本学術振興会の本事業ホームページ (<http://www.jsps.go.jp/j-ic/>) から様式を取得し、e-Radの応募情報登録【応募情報ファイルの指定】処理の際に、添付して作成する部分。

(2) 応募書類の提出方法

作成した研究提案書については、所属する研究機関を経由して、e-Radによる送信が必要になりますので、事前に提出方法や提出期限について、研究機関の担当部局と調整してください。

(3) 研究提案書の作成にあたって留意していただくべきこと

研究提案書の作成にあたっては、次のような点について、問題がないか確認してください。

1) 公募の対象とならない研究計画でないこと。

次の研究計画は公募の対象としていません。

ア 単に既製の研究機器の購入を目的とする研究計画

イ 他の経費で措置されるのがふさわしい大型研究装置等の製作を目的とする研究計画

ウ 商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究計画（商品・役務の開発・販売等に係る市場動向調査を含む。）

エ 業として行う受託研究

オ 研究期間のいずれかの年度における研究経費の額が10万円未満の研究計画

2) 経費（研究費）について次の要件を満たしていること。

① 計上可能な経費

研究計画の遂行に必要な経費及び研究成果のとりまとめ・発表に必要な経費とします。

② 対象とならない経費

次の経費は対象となりません。

ア 建物等の施設に関する経費（研究費により購入した物品を導入することにより必要となる軽微な据付費等のための経費を除く。）

イ 研究機関で通常備えが必要な備品を購入するための経費

ウ 委託業務遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ その他、一般管理費（注）を使用することが適切な経費

（注） 研究計画の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費（委託費の10%を上限とする額）であり、研究機関が使用するものです。

3) 研究提案書に含まれる個人情報、競争的資金の不合理的な重複や過度の集中の排除、本事業のために利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）する他、e-Rad経由で内閣府が作成する政府研究開発データベースに情報提供することがあります。

なお、採択された個々の研究課題に関する情報（事業名、研究課題名、責任機関名、研究代表者名、予算額及び実施期間）については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」に該当するものとして、報道発表資料等により公開します。

また、併せて、研究提案書における「11. 研究イメージ図」については、採択課題決定時に日本学術振興会のホームページ等において公開します。

Ⅲ 研究機関の方へ

本事業への応募にあたっては、研究機関が研究提案書を取りまとめ、「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」（以下、「e-Rad」という。）を利用して応募していただく必要がありますので、ご注意ください。

1. あらかじめ留意していただくべきこと

（１）研究機関のe-Radへの登録

本事業へ応募しようとする研究機関は、応募時までe-Radに登録されている必要があります。

具体的な登録方法については、e-Radホームページ「システム利用に当たっての事前準備」

(<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>) でご確認ください。

（２）研究者情報のe-Radへの登録

応募しようとする研究者は、e-Radに研究者情報が登録されている者でなければなりません。

応募にあたって必要な研究者情報の登録（更新）は、所属研究機関の担当者がe-Radを利用し、手続を行うこととなります（既に登録されている者であっても登録内容（「所属」、「職」等）に修正すべき事項がある場合には正しい情報に更新する必要があります。）

具体的な登録方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル」 (http://www.e-rad.go.jp/shozoku/doc/man_kenkyukikan_all_ver1.22.pdf) を確認してください。

研究者は、事前に研究者情報が登録され、所属する研究機関からID・パスワードを付与されなければ応募することができません。

応募書類提出期限より後に研究提案書の提出（送信）があっても受理しませんので、時間に十分余裕を持って提出（送信）できるよう、早めに研究者情報の登録（更新）を完了するようにしてください。

また、本手続については、応募に当たって研究機関内での取りまとめに支障を来さないよう、研究機関が行う重要手続の一つとして位置付け、諸手続（研究機関内での周知等も含む。）を行うようにしてください。

（３）研究機関に所属している研究者についてのID・パスワードの確認

研究者が本事業に応募するためには、e-RadのID・パスワードが必要ですので、研究機関は、応募を予定している研究者について、その有無を確認していただく必要があります。特に、応募を予定している研究者が他の研究機関からの異動者である場合は、異動前の研究機関から付与されたID・パスワードは使用できませんので、あらためて所属する研究機関が付与する必要があります。

研究機関は、応募を予定している研究者でID・パスワードを有していない者がいる場合には、研究機関においてID・パスワードを付与してください。各研究者のID・パスワードは、e-Radに研究者情報を登録することにより発行されます。

※ 1. 一度付与した研究者のID・パスワードは研究機関を異動しない限り使用可能です。
(パスワードを変更した場合を除く。)

※ 2. 既にe-RadのID・パスワードを付与した研究者に対しては、再度付与する必要はありません。

※ 3. e-Radの操作マニュアルは、必ず最新版を取得して利用してください。

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」(実施基準)に基づく体制整備等の実施状況についての報告

本事業に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を報告しなければなりません。

したがって、本事業に応募する研究機関については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書」を平成22年7月30日(金)までにe-Radを使用して文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室に提出してください。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので、注意してください。

なお、平成21年4月以降に、例えば文部科学省(日本学術振興会及び独立行政法人科学技術振興機構を含む)が所管する他の公的研究費の応募の際に、e-Radを使用して既に同報告書を提出している場合には、改めて提出する必要はありません。また、平成23年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成22年秋頃に、再度e-Radを利用して、報告書の提出が求められる予定のため、文部科学省からの周知等に十分に留意してください。e-Radの使用に当たっては、研究機関用の電子証明書及びID・パスワードが必要になります。

また、e-Radを使用した報告書の提出方法や様式等については、下記ホームページに掲載されています。

注1) 報告書の提出後、必要に応じて、文部科学省(資金配分機関を含む)による体制整備等の状況に関する現地調査にご協力いただくことがあります。

注2) また、報告内容に関して、平成19年5月31日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

<問い合わせ先>

《ガイドラインの様式・提出等について》

文部科学省科学技術・学術政策局調査調整課競争的資金調整室

e-mail: kenkyuhi@mext.go.jp

【URL】http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm

《e-Radへの研究機関登録について》

文部科学省府省共通研究開発管理システムヘルプデスク

電話0120-066-877

(受付時間9:30~17:30※土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

【URL】<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

2. 応募の際に行っていただくべきこと

応募しようとする研究者が本事業の目的・趣旨に鑑み、ふさわしい者であるかどうかについて、事前に研究機関が確認してください。

3. 応募書類（研究提案書）の提出

（1）応募書類（研究提案書）の提出方法・期限

本事業への応募は、e-Radによる提出（送信）が必要です。

下記の提出期限までに、研究者が入力・作成した「研究提案書」の内容を十分に確認の上、e-Radで承認処理をしてください。なお、承認処理の方法については、e-Radの「所属研究機関用マニュアル」を参照してください。

【提出期限】

平成22年7月30日（金）14時00分【厳守】

（2）その他

- 提出された研究提案書については、差し替えや修正は認めません。
- e-Radに入力した「応募情報」の不備、また、「応募情報」と「研究提案書（応募内容ファイル）」の内容との不一致がないよう、十分注意してください。
- 研究提案書に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないことがあります。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後においても、採択が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った研究者について、一定期間本事業への参画を制限します。（他の競争的資金制度等においても、参画が制限される可能性があります。）

<問い合わせ先>

1. 問い合わせは、研究機関を通じて下記あてに行ってください。

《事業内容に関する問い合わせ》

文部科学省

研究振興局 振興企画課 学術企画室 審議係

Tel: 03-6734-4070 Fax: 03-6734-4069

E-mail: singaku@mext.go.jp

《書類作成・提出に関する問い合わせ》

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究事業課 人文社会係

Tel: 03-3263-1106 Fax: 03-3237-8015

E-mail: h-s@jsps.go.jp

2. この公募要領に記載されている内容は、日本学術振興会のホームページでご覧いただけます。また、応募書類の様式は、次のホームページからダウンロードすることができます。

日本学術振興会の「国際共同に基づく日本研究推進事業」ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-ic/>